

小樽市花と緑のまちづくり事業

助 成 要 綱

平成 6年4月1日 制 定

令和 4年4月1日 最近改正

(目的)

第1条 この要綱は、公共施設又は民間空地を利用して緑化活動を行う団体等に対して助成金を交付することにより、小樽市花と緑のまちづくり事業(以下「事業」という。)の推進を図り、もって快適な都市環境を創出することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 公共施設とは、道路敷地(歩道及び緩衝緑地帯の部分に限る。)、河川敷地、公園敷地、学校敷地(敷地内の通学路部分に限る。)等の公共用地をいう。

2 「民間空地」とは、国及び地方公共団体等以外の者の所有に係る空地で、広く市民の目に触れる用地をいう。

3 「緑化活動」とは、事業を推進するための花壇造成、植栽、土壌改良等の行為で緑化に係る各種活動をいう。

4 「団体等」とは、緑化活動を行う自治会、町内会等の団体及び法人をいう。

(助成の対象)

第3条 市長は、予算の範囲内において、公共施設又は民間空地の修景を高め、環境の向上に寄与する緑化活動を行う団体に対し、当該活動に要した費用の一部を助成する。ただし、地方公共団体等から他の助成を受ける場合は、この助成の対象外とする。

(助成金)

第4条 助成金は、緑化活動に係る事業費の2分の1以内で1年度につき10万円を限度とする。ただし、事業は連続して2箇年以内とする。

(交付申請)

第5条 助成金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は事業着手前に小樽市花と緑のまちづくり事業助成交金付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、小樽市花と緑のまちづくり事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果不相当と認めるときは、理由を付して申請者に通知するものとする。

(完了の届出)

第7条 申請者は、緑化活動が完了したときは、速やかに小樽市花と緑のまちづくり事業完了報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第8条 市長は、前項の規定による完了の届出を受けたときは、その内容を審査し、実地検査を行い、当該緑化活動が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金交付額確定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 助成金の交付は、前項の規定による通知を受けた申請者の請求により市長が指定する日に行うものとする。

(団体等の役割)

第10条 緑化活動に関わって交付の決定を受けた団体等は、植物の維持管理及び周辺の清掃等を行い、美化に努めるものとする。

2 助成金の交付決定を受けた団体等は、事業終了後も継続して緑化活動の推進を図るよう努めるものとする。

(調査等)

第11条 市長は、助成金の交付に係る緑化活動の状況について調査を行い、必要に応じて指導及び助言をすることができる。

付則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(要綱の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、既に改正前の要綱第4条第1項ただし書きの規定により助成を受けていたものは、改正後の要綱第4条第1項ただし書きの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

小樽市花と緑のまちづくり事業

助成金交付申請書

年 月 日

小樽市長 様

住所

団体名

代表者

電話

印

小樽市花と緑のまちづくり事業助成要綱第5条により次のとおり申請します。

- 設置場所
名称 _____
位置 _____
- 土地の所有者
住所 _____
氏名 _____
- 面積及び内容
面積 _____ m²
内容 _____

- 交付申請額 _____ 円
- 財源見込み 町会費(_____ 円) その他(内容 _____)(_____ 円)
- 添付書類 緑地付近見取り図・緑化配植図・事業費明細書(別紙1)
- 連絡先
氏名 _____
電話 _____

様式第2号

小樽市花と緑のまちづくり事業

助成金交付決定通知書

樽建公指令第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

小樽市長 印

年 月 日付で申請のあった助成金の交付について次のとおり決定したので、小樽市花と緑のまちづくり事業助成要綱第6条の規定により通知します。

1 助成年度	年度
2 助成事業の名称	小樽市花と緑のまちづくり事業
3 助成対象経費	円
4 助成金の額	円
5 交付条件	(1) 助成金は、事業終了後に交付します。 (2) 事業に着手したときは、ただちにその旨を報告しなければなりません。 (3) 事業が完了したときは速やかに小樽市花と緑のまちづくり事業に係る完了報告書を提出しなければなりません。 (4) 助成対象経費が減額となった場合、助成金が減額となる場合もあります。 (5) 市長が、助成金に係る予算の執行の適正を期するため、助成事業者に対して報告を求める場合もあります。
6 留意事項	1 小樽市花と緑のまちづくり事業助成要綱を遵守してください。 2 助成金を他の用途に使用し、又はその他交付決定の内容又は交付の条件に違反したときは、決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは返還を命ずるものとします。

担当部課 建設部公園緑地課

様式第3号

小樽市花と緑のまちづくり事業

完 了 報 告 書

1. 名 称

2. 完了年月日 _____ 年 月 日

3. 緑化内容

.....
.....

4. 事業費明細書(別紙1)

上記のとおり完了したので報告します。

_____ 年 月 日

小樽市長 様

住所

団体名

代表者

印

小樽市記入欄

上記について完了を確認する。

_____ 年 月 日

確認者 建設部公園緑地課

職・氏名 _____ 印

様式第4号

小樽市花と緑のまちづくり事業

助成金交付額確定通知書

樽建公指令第 号

年 月 日

団体名

代表者 様

小樽市長 印

年 月 日付で提出された小樽市花と緑のまちづくり事業完了報告書について、同助成要綱第8条の規定に基づき審査した結果、次のとおり助成金の額を確定したので通知します。

1 交付決定通知年月日	年 月 日
2 助成年度	年度
3 助成事業の名称	小樽市花と緑のまちづくり事業
4 助成金交付決定額	円
5 助成金交付確定額	円
6 助成金の交付決定額と交付確定額の差額	円

担当部課 建設部公園緑地課